

厚岸町条例第3号

厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

厚岸町国民健康保険税条例（昭和33年厚岸町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.92」を「100分の8.52」に改める。

第5条中「3万円」を「3万2,000円」に改める。

第5条の2第1号中「21,000円」を「22,000円」に改め、同条第2号中「10,500円」を「11,000円」に改め、同条第3号中「15,750円」を「16,500円」に改める。

第6条中「100分の2.38」を「100分の2.41」に改める。

第8条中「100分の1.69」を「100分の1.72」に改める。

第21条第1号ア中「21,000円」を「22,400円」に改め、同号イ中「14,700円」を「15,400円」に、「7,350円」を「7,700円」に、「11,025円」を「11,550円」に改め、同条第2号ア中「15,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「10,500円」を「11,000円」に、「5,250円」を「5,500円」に、「7,875円」を「8,250円」に改め、同条第3号ア中「6,000円」を「6,400円」に改め、同号イ中「4,200円」を「4,400円」に、「2,100円」を「2,200円」に、「3,150円」を「3,300円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。